（様式第7の1/3）

受付番号 （JETで記載します。) 発信番号

受付年月日（JETで記載します。） 年　月　日

系統連系保護装置等認証部分変更届

兼認証証明書記載事項変更届

一般財団法人電気安全環境研究所　殿

認証取得者

会 社 名：

代表者名：

下記の認証モデルについて、設計を変更したいので、系統連系保護装置等認証業務規程第15条第1項の規定により、届出ます。また併せて、認証証明書について、記載事項の一部に変更が生じたので、系統連系保護装置等認証業務規程第14条第1項の規定により、届出ます。

記

認証登録番号：

変更の理由：

変更実施予定年月日：

設計変更及び記載事項変更の内容：

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更の別 | 変　更　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 備　　考 |
| □設計□記載事項 |  |  |  |  |
| □設計□記載事項 |  |  |  |  |

(注：変更内容の詳細を説明した資料を添付して下さい。)

部分変更確認書の発行希望　　　　　□：希望する　　　　□：希望しない（完了通知書が発行されます）

（□ にチェック願います）

申込時確認事項

※1：本申込を電子ファイルにて行う場合は、電子ファイルを原本とすることを承知します。　□：確認（チェック願います）

本申込みの責任者

会社名：

所属部署：

氏　名：

住　所：

電話及びFAX番号：

E-mail:

（様式第7の2/3）

添付書類　１／２ 受付番号：（JETで記載します。)

申込補足書及び申込みに関する確認事項

１．送付先等の確認（□ にチェック願います）

1) ＪＥＴからのお問い合わせ先；

[ ]  本申込みの責任者　　[ ]  下記の連絡先１　　　[ ]  下記の連絡先２

2) 認証証明書、試験成績書の送付先；

[ ]  本申込みの責任者　　[ ]  下記の連絡先１　　　[ ]  下記の連絡先２

3) 試験料等の請求書の送付先；

[ ]  本申込みの責任者　　[ ]  下記の連絡先１　　　[ ]  下記の連絡先２

4) 試験済品等の返還；

・[ ] 　着払いにて返送を希望

[ ]  本申込みの責任者　　[ ]  下記の連絡先１　　　[ ]  下記の連絡先２

・[ ] 　引き取る

・[ ] 　ＪＥＴでの廃棄を希望（小型のものに限る、廃棄に係る費用は認証申込者が負担する）

連絡先１：

会社名：

住　所：

所属部所・役職：

氏　名：

TEL:　　 FAX: 　　　 E-mail:

連絡先２：

会社名：

住　所：

所属部所・役職：

氏　名：

TEL:　　 FAX: 　　　 E-mail:

２．その他（連絡事項など）

（様式第7の3/3）

添付書類　２／２ 受付番号：（JETで記載します。)

系統連系保護装置等認証に係る承諾事項

次の事項をご承諾いただいた上で、系統連系保護装置等認証（以下、「認証」という。）に係わる届けなどをご提出ください。

認証取得者は、以下の事項を確認しました。

[ ]  確認事項の内容を承諾します。（□ にチェック願います）

１．認証申込みを行うに際して

1) 　この申込書は、会社として認証申込みの権限を有する者が申込みをしています。さらに、認証取得後の認証取得者と同一法人です。

2)　 この申込みは、原則試験品及び必要書類受領後に完了することを了承いたします。

3)　 JETの判断により1)を満足しない状況においても申込みを完了することがあります。その場合、速やかに必要書類などを提出します。

4)　受付日より６ケ月以内にＪＥＴが試験品及び必要書類を受領出来ないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたと扱われることを了承いたします。

5） 認証申込者に起因する理由で申請を取下げる場合は、書面をもって通知するとともに、それまでに発生した認証製品試験及び工場調査などの別途定める手数料表による実費を支払います。

２．試験品について

1)　試験品の受け渡しは、電力技術試験所又はJETの指定する事業所などとします。なお、これら輸送に係わる責任は認証申込者とします。

2)　送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、JETが申込者にこの旨をお知らせしたときは、速やかに対策を講じます。

3)　JET は、試験品を返還するときは、試験を終了した状態（以下、｢試験済品｣という。）又は改善指摘時の状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、JETは一切その責任を負わないものとします。

4)　認証申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後５０日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、ＪＥＴで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、認証申込者が負担するものとします。

３．認証申込者及び認証取得者の義務について

1)　 JETの認証に係る「系統連系保護装置等認証業務規程」を含む要求事項に常に適合するようにします。

2)　 認証の要求事項に必要な準備をすべて行います。

この準備には、認証製品試験、工場調査及び苦情の解決のために必要な文書の調査並びに認証に関するすべての場所への立ち入り、記録(内部監査報告を含む)の閲覧及び組織関係者との面談のための用意を含みます。

3)　 認証の対象となっている系統連系保護装置等についてだけ認証されていることを表明します。

4)　 JETの評価を損なうような認証の使い方をせず、また、誤解を招く又は範囲を逸脱するとJETが考えるような認証に関する表明は行いません。また、認証証明書、認証試験成績書及びそれらの一部であっても、誤解を招くような方法で使用しません。

5)　 認証の抹消及び認証の取消しを受けた場合には、認証に言及しているすべての宣伝・広告などを中止し、JETの要求がある場合に認証証明書を返却いたします。

6)　認証証明書、認証試験成績書などについて、複写する際にはすべての頁を複写します。なお、部分複写して使用する場合には、書面によりJETの承諾を受けます。

7)　 文書、パンフレット又は宣伝・広告等の媒体で認証について触れる場合には、JETの要求事項に従います。

8)　JETが認証する製品については、工場調査を受けた登録工場で認証製品を製造した製品について、認証ラベルを貼付し出荷します。それ以外の工場、他の場所では認証ラベルを貼付した製品を製造及び出荷しないことに同意します。

9） 利害関係者からの苦情及び是正処置の記録の保管をします。また、JETからの要望がある場合は、それらの記録などの情報をJETへ提供します。

10） 申込み内容の変更が生じた場合には、速やかに書面をもってJETに提出します。

11)　 認証取得後に適合性に影響を与える可能性のある変更を行う場合には、その旨を速やかに書面（「部分変更届兼記載事項変更届」）をもってJETに通知します。

12)　その他、認証申込者または認証取得者は「系統連系保護装置等認証業務規程」の規定を遵守し、かつ、認証される製品の評価に必要なすべての情報を提供することに同意します。